広報京たなべプレゼント企画実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、広報京たなべ（以下「広報紙」という。）を市民により興味を持って読んでもらうとともに、市内の魅力ある商品やサービスを市民に広く紹介して産業振興を図ることを目的とするプレゼント企画について、その実施に係る必要な事項を定めるものとする。

（掲載の位置等）

第２条　プレゼント企画は、原則として広報紙「読者の広場」に掲載するものとする。

２　プレゼント企画の具体的な掲載の位置、大きさ及び表現は、市が指定する。

３　プレゼント企画の掲載は、原則として１号につき１件とする。

（プレゼントの基準）

第３条　プレゼントは、市民の福祉の増進又は利便性の向上に寄与するものであって、その範囲が京田辺市広報紙広告掲載に関する要綱（以下「広告掲載要綱」という。）及び京田辺市広報紙広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）にあるものとする。

２　プレゼントは、京田辺市内に事業所を有する事業者が製造又は販売するものとする。

３　プレゼントは、有体物又はサービスの提供とする。

（プレゼントの規格）

第４条　プレゼントは、希望小売価格で総額２０，０００円（消費税及び地方消費税額を除く）相当以上のものとする。

２　プレゼントは、２名以上に提供するものとし、１名あたり希望小売価格で総額１，０００円（消費税及び地方消費税額を除く）相当以上のものとする。

３　プレゼントは、無償で引換えができるものとする。

４　プレゼントの引換期限は、掲載号の発行日から起算して２か月以後４か月以内に設けるものとする。

（プレゼントの募集）

第５条　プレゼント提供者の募集は、広報紙、市ホームページ等により公募するものとする。

２　プレゼント提供希望者は、広告掲載要綱、広告掲載基準、及びこの要領を熟知の上、広報京たなべプレゼント提供申込書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

３　掲載決定の有無にかかわらず、申込み後に辞退する場合は、広報京たなべプレゼント提供申込辞退書（様式第２号）を市長に提出するものとする。

（掲載の決定）

第６条　市は、基準を満たして提出されたプレゼント提供希望の中から、市民の福祉の増進への寄与度、産業の振興への寄与度、バリエーション、相当価格、編集上の利点等を総合的に判断して掲載を決定する。

２　市は、掲載号の発行日から起算して、原則として１２か月以内に発行される広報紙には同一の事業者を掲載しないものとする。

３　市は、掲載を決定した事業者（以下「掲載事業者」という。）に対して、原則として掲載号の発行日から起算して１か月以上前に広報京たなべプレゼント掲載決定通知書（様式第３号）を交付する。

（原稿の作成）

第７条　掲載事業者は、原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

２　市は、掲載事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

３　市は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

（プレゼントの提供方法）

第８条　プレゼントは、市が作成する引換券（以下「引換券」という。）又は市が公式ＬＩＮＥアカウントで発行するクーポン（以下「クーポン」という。）により、市内にある掲載事業者の店頭において引き換えるものとする。

２　当選者の決定、及び当選者への引換券の発送又はクーポンの発行は、市が行うものとする。

３　引換券にはシリアルナンバー及び引換期限を、クーポンには引換期限を表示するものとする。

４　掲載事業者は、引換期限内に引換券又はクーポンを持参した者に対し、掲

載したプレゼントを提供するものとする。

５　前項の提供が直ちにできない場合は、掲載事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。

６　掲載事業者は、プレゼントの提供をする際に、引換券又はクーポンを持参した者に対して商品の購入、体験等の責務を課すことをしてはならない。

（掲載の取消し）

第９条　市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載事業者の掲載を取り消すものとする。

（１）申込内容に偽りがあったとき。

（２）プレゼントの提供を適切に行うことができないとき。

（３）当該掲載事業者から辞退の申出があったとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと市が認めるとき。

（情報提供及び二次利用）

第１０条　市は、掲載事業者に対して、プレゼントの引換えに必要な情報（個人情報を除く。）を提供する。

２　掲載事業者は、掲載号の広報紙のプレゼント企画記事を印刷して広告等に使用することができるものとする。ただし、広報紙に掲載した記事の改変等をすることはできない。

（損害賠償）

第１１条　市は、掲載事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。

（掲載事業者の責務）

第１２条　プレゼントの内容に関し生じた責任は掲載事業者が負う。

２　掲載事業者は、市税等を完納していなければならない。

（実施報告）

第１３条　掲載事業者は、引換期限満了後、速やかに広報京たなべプレゼント引換実施報告書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか、プレゼント企画の取扱いに関し必要

な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（あて先）京田辺市長

申込者

広報京たなべプレゼント提供申込書

下記のとおり、広報京たなべプレゼント企画への掲載を申し込みます。広報京たなべプレゼント企画実施要領を熟知し、責任を持ってプレゼントを提供します。

事業者名	
代表者	
所在地	
担当者	
連絡先電話番号	
メールアドレス	
掲載希望年月	□いつでも □　　年　　月号～　　年　　月号
プレゼント内容・規格・個数	（１個あたり　　円相当／税抜）
引換店舗所在地	京田辺市
引換店舗電話番号	
最終引換可能期限	□　設定なし □　　年　　月　　日
備考	□　市税等納付状況調査に同意します。

※プレゼントの内容がわかる資料を添付してください。

※掲載希望年月は広報京たなべの発行年月を記載してください。申込日から起算して６か月以内に発行する年月を列記できます。

※プレゼントのプランが複数ある場合は、申込書を分けて作成してください

※掲載を決定した事業者にのみ、掲載決定通知書を送付します。

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

（あて先）京田辺市長

申込者

広報京たなべプレゼント提供申込辞退書

年　　月　　日付けで申し込んだ標記プレゼント提供について、下記の理由により辞退します。

辞退理由	
事業者名	
代表者	
所在地	
担当者	
連絡先電話番号	
メールアドレス	
プレゼント内容	
備考	

様式第３号（第６条関係）

文　書　番　号

年　　月　　日

様

京田辺市長　　印

広報京たなべプレゼント掲載決定通知書

広報京たなべプレゼント企画について、下記のとおり決定しましたので通知します。

掲　載　年　月	広報京たなべ　　年　　月号
プレゼント内容・規格・個数	
引換店舗所在地	京田辺市
引換店舗電話番号	
引　換　期　限	

様式第４号（第１３条関係）

年　　月　　日

（あて先）京田辺市長

申込者

広報京たなべプレゼント引換実施報告書

広報京たなべ　　年　　月号に掲載された標記プレゼントの引換状況を報告します。

プレゼント内容・規格・個数	
引換期限	
引換完了数	引換券分　　件 ＬＩＮＥクーポン分　　件
備考	

※備考欄には、本プレゼント企画による効果（誘客・購買行動等）、本プレゼント企画に対する意見・感想等を記入してください。

別記様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第６条関係）

様式第４号（第１３条関係）